

工業製品製造業分野における 育成就労制度について

2026年7月30日（木）・8月5日（水）

工業製品製造業分野における育成就労手続き案内セミナー 配布資料

経済産業省 製造産業局

製造産業戦略企画室

アジェンダ

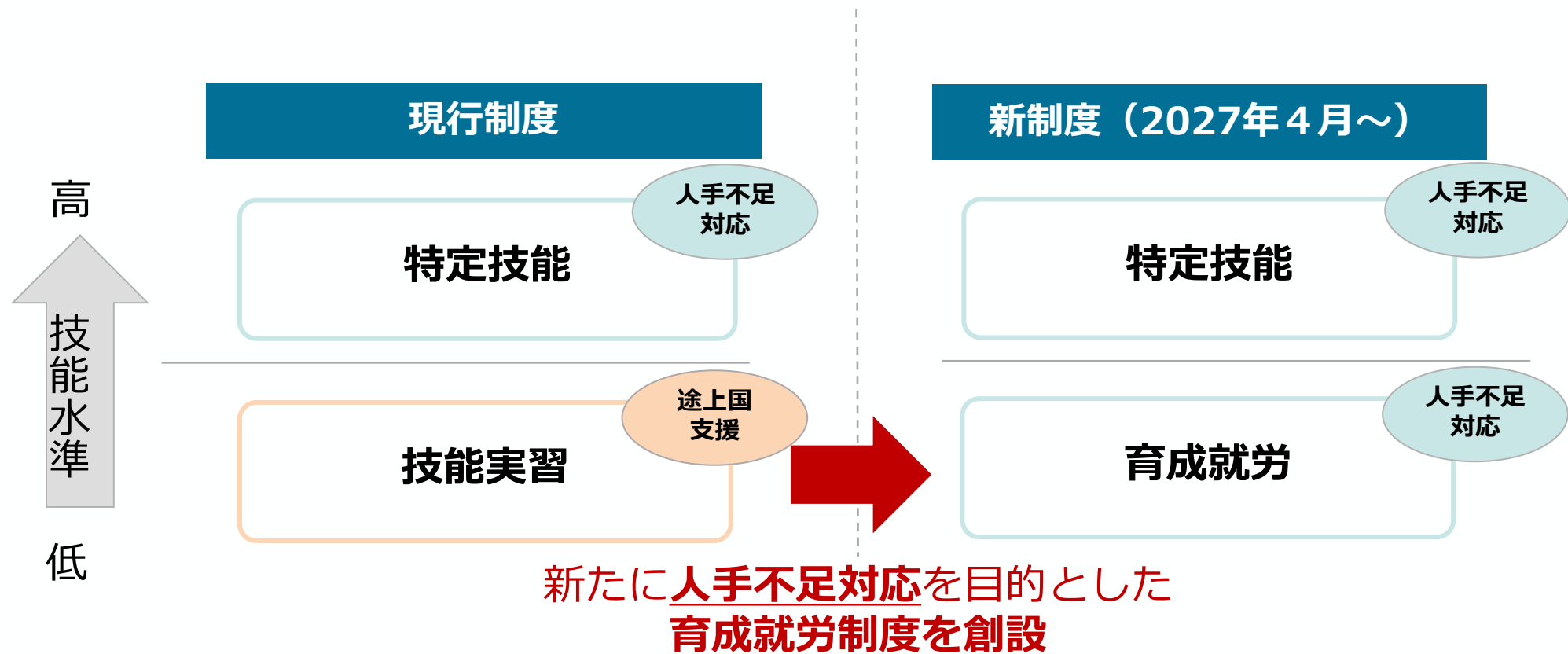
1. 育成就労制度の概要
2. 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れ対象
3. 工業製品製造業分野における育成就労上乗せ基準告示・育成就労協議会決定事項
4. 今後のスケジュールと各種セミナーのご案内



1. 育成就労制度の概要

育成就労制度の概要

- 外国人の在留資格として、①人手不足対応のため即戦力となる一定の専門性・技能を持つ外国人を受け入れる特定技能制度、②途上国の人材育成支援を目的とした技能実習制度が存在。
- 深刻化する人手不足への対応強化のため、2024年に技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を新設（2027年4月施行）。



技能実習制度と育成就労制度の違い

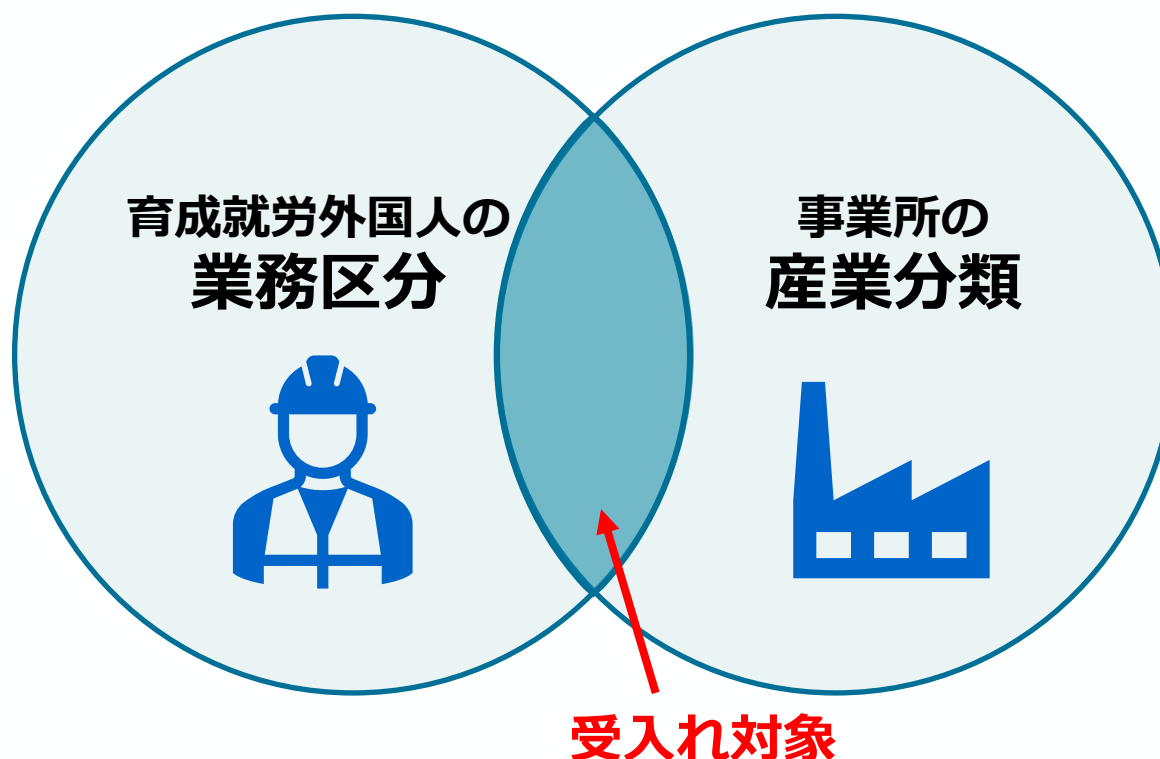
比較	技能実習制度	育成就労制度
制度目的	<u>国際貢献・技能移転</u>	<u>人材育成・人材確保</u>
分野ごとの受入れ人数	なし	あり
特定技能との関係	一部移行	<u>移行を前提</u>
在留期間	1号:1年以内、2号:2年以内、 3号:2年以内（合計で <u>最長5年</u> ）	<u>通算3年</u> （育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、 再受験のため最長1年間の延長が可能）
活動内容	技能実習計画に基づいて <u>技能等を要する業務</u> に従事する活動（2号、3号） ※2号：94職種171作業（2026.4.10時点）	<u>特定技能 1 号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的</u> とした技能修得に従事する活動
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1 年経過時、終了時（特定技能 1 号移行時）において <u>段階的に技能水準、日本語能力水準を試験</u> 等で確認
転籍	<u>原則不可</u> 。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2 号から 3 号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、 <u>本人意向による転籍が可能</u>
家族帯同	不可	不可

2. 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れ対象

工業製品製造業分野での育成就労制度の受入れ対象の考え方

- 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）の育成就労外国人の受入れにあたっては
 - ① 外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
 - ② 外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているかの両面から判断。

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象の考え方

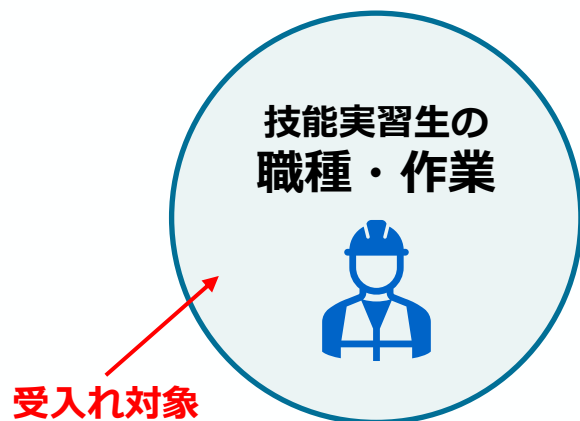


製造業分野での技能実習制度と育成就労制度の比較

- 現行の「技能実習制度」では、技能実習生の業務が指定された「職種・作業」に該当しているかによって受入れ対象であるかを判断。
- 生産性向上や国内人材の確保の取組を行ってもなお人手不足が深刻な分野に限って外国人材を受け入れる育成就労制度の趣旨に照らし、**製造業分野での「育成就労制度」では特定技能制度と同様に「産業分類」の要件を設定。**

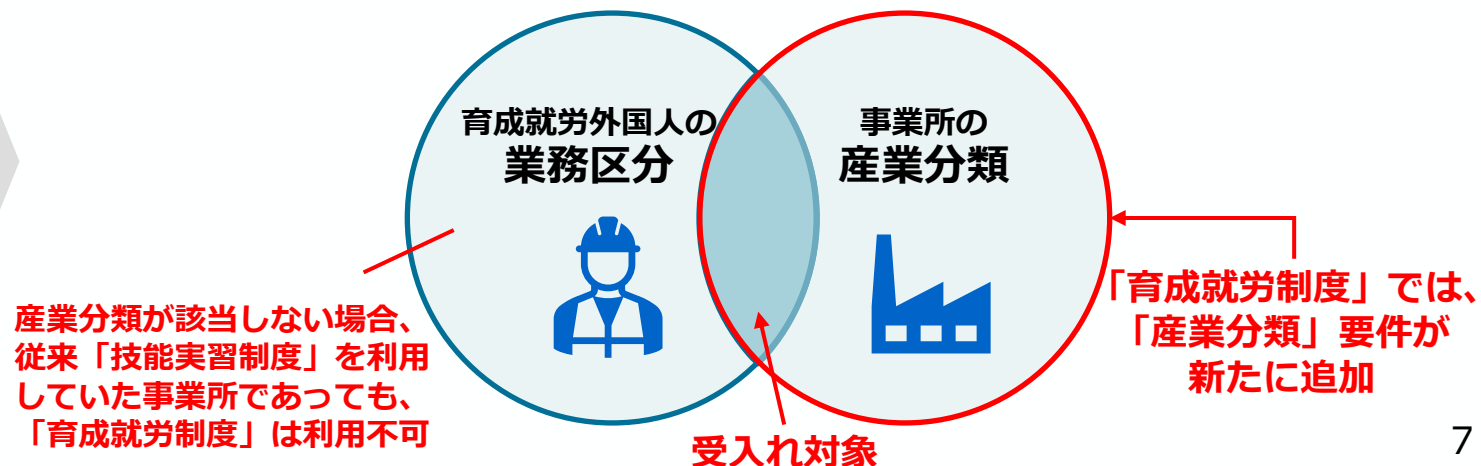
技能実習制度の受入れ対象の考え方

第2・3号技能実習生の受入れは、当該外国人の業務が移行対象「職種・作業」であることが必要



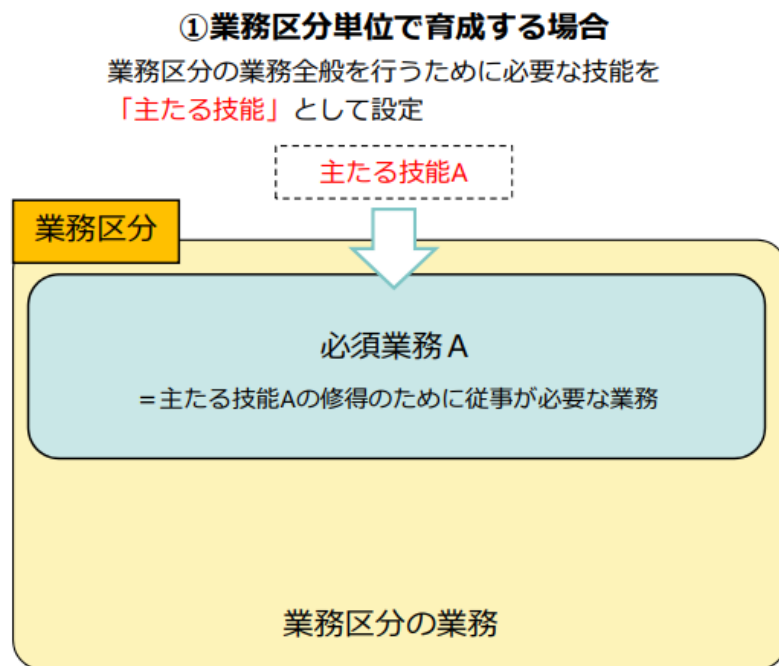
育成就労制度の受入れ対象の考え方

製造業分野における育成就労外国人の受入れは、当該外国人の業務が業務区分に該当し、かつ外国人が活動する事業所が特定の「日本標準産業分類」に該当することが必要

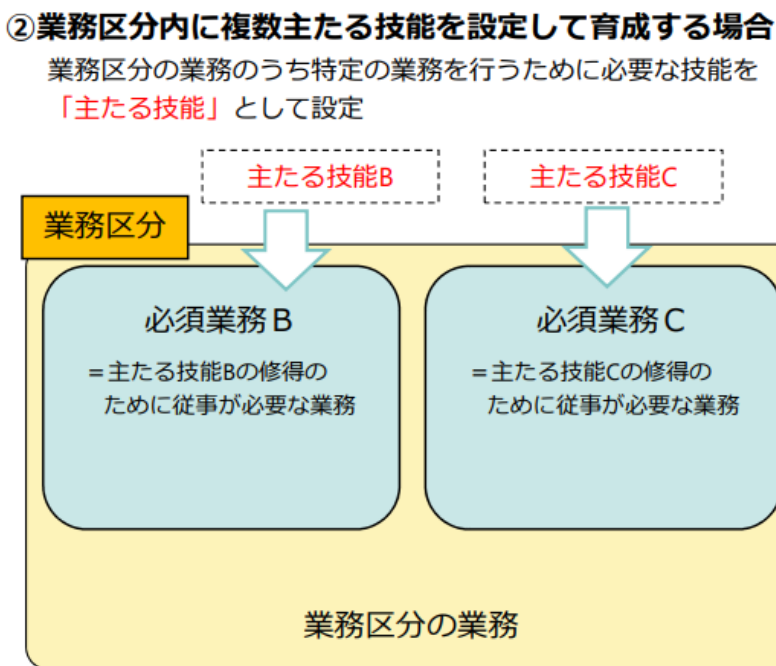


製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：業務区分

- 製造業分野の育成就労制度では、外国人が従事できる業務区分を17区分（特定技能制度と同じ）とする。
- 育成就労外国人は、業務区分ごとに設定された「主たる技能」を1つ定めて、当該技能の修得のために、従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須。



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能			
①機械金属加工 【一部調整中】	・ 鋳鉄鋳物製造 ・ 普通旋盤 ・ 金属プレス ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ ブロー成形 ・ 鋼橋塗装 ・ 手溶接 ・ ホットチャンバダイカスト ・ 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） ・ ビーズ法発泡スチロール成形 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）	・ 非鉄金属鋳物鋳造 ・ フライス盤 ・ 構造物鉄工 ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形 ・ 噴霧塗装 ・ 半自動溶接	・ ハンマ型鍛造 ・ 数値制御旋盤 ・ 機械板金 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ 射出成形 ・ 建築塗装 ・ 工業包装	・ プレス型鍛造 ・ マシニングセンタ ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ インフレーション成形 ・ 金属塗装 ・ 全体熱処理
	・ コールドチャンバダイカスト ・ 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理） ・ プラスチック成形材料製造 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）			
	<以下の主たる技能は2026年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン） ・ 航空機部品組立て			
②電気電子機器組立て 【一部調整中】	・ 普通旋盤 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ プリント配線板製造 ・ ブロー成形 ・ プラスチック成形材料製造	・ フライス盤 ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形	・ 数値制御旋盤 ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ 射出成形 ・ 工業包装	・ マシニングセンタ ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ プリント配線板設計 ・ インフレーション成形 ・ ビーズ法発泡スチロール成形
	<以下の主たる技能は2026年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）			

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
③金属表面処理 【一部調整中】	・電気めっき ・溶融亜鉛めっき ・陽極酸化処理 ・バフ研磨（2026年度に追加を検討）
④紙器・段ボール箱製造 【一部調整中】	・印刷箱打抜き ・印刷箱製箱 ・貼箱製造 ・段ボール箱製造 ＜以下の主たる技能は2026年度に追加を検討＞ ・パルプ製造 ・紙製造（抄紙、仕上） ・貼合上流工程 ・貼合下流工程
⑤コンクリート製品製造	・コンクリート製品製造
⑥RPF製造	・RPF製造
⑦陶磁器製品製造 【一部調整中】	・機械ろくろ成形 ・圧力鋳込み成形 ・パッド印刷 ・排泥鋳込み成形 ＜以下の主たる技能は2026年度に追加を検討＞ ・タイル成形 ・衛生陶器成形
⑧印刷・製本	・オフセット印刷 ・製本 ・グラビア印刷
⑨縫製	・婦人子供既製服縫製 ・紳士既製服製造 ・寝具製作 ・帆布製品製造 ・ワイシャツ製造 ・下着類製造 ・自動車シート縫製 ・タオル製造 ・カーテン縫製
⑩紡織製品製造	・糸浸染 ・織物・ニット浸染 ・靴下製造 ・丸編みニット製造 ・織布運転（準備工程） ・織布運転（製織工程） ・織布運転（仕上工程） ・たて編ニット生地製造 ・紡績運転（前紡工程） ・紡績運転（精紡工程） ・紡績運転（巻糸工程） ・紡績運転（合ねん糸工程） ・織じゅうたん製造 ・タフテッドカーペット製造 ・ニードルパンチカーペット製造 ・製網 ・染色（捺染）

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
⑪電線・ケーブル製造	・電線・ケーブル製造
⑫プレハブ住宅製品製造	・大工工事 ・建築塗装 ・タイル張り ・金属塗装 ・普通旋盤 ・噴霧塗装 ・金属プレス ・手溶接 ・構造物鉄工 ・半自動溶接 ・機械板金 ・コンクリート製品製造
⑬家具製造	・金属プレス ・ブロー成形 ・家具組立て ・機械板金 ・金属塗装 ・マットレス製造 ・家具手加工 ・噴霧塗装 ・家具シート縫製 ・圧縮成形 ・工業包装 ・射出成形 ・手溶接 ・インフレーション成形 ・半自動溶接
⑭定形・不定形耐火物製造	・定形耐火物製造 ・不定形耐火物製造
⑮生コンクリート製造	・生コンクリート製造
⑯ゴム製品製造	・成形加工 ・押出し加工 ・混練り圧延加工 ・複合積層加工
⑰かばん製造	・かばん製造

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：産業分類（1/2）

- 経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）（以下「育成就労上乗せ基準告示」という。）にて、**特に人手不足が深刻化している産業分類**を育成就労制度の**対象として設定**（2027年4月施行）。

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素型材製造業

製造業分野での育成就労制度の受入れ対象：産業分類（2/2）

- 経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）（以下「育成就労上乗せ基準告示」という。）にて、**特に人手不足が深刻化している産業分類**を育成就労制度の**対象として設定**（2027年4月施行）。

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）

分類コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

3. 工業製品製造業分野における 育成就労上乗せ基準告示・育成就労協議会決定事項

経済産業省告示（育成就労上乗せ基準告示）の構成

- 育成就労上乗せ基準告示では、製造業分野に特有の事情に鑑みて育成就労実施者が満たすべき事項及び監理支援機関が満たすべき事項を規定している。

経済産業省告示の構成

育成就労実施者が満たすべき事項

第一条 分野別協議会の加入に代わる措置

第二条 育成就労外国人受入事業実施法人の登録

・
・
・

第九条 公表

第十条 育成就労の内容の基準

第十一条 育成就労を行わせる体制の基準

第十二条 育成就労を行わせる事業所の設備の基準

監理支援機関が満たすべき事項

第十三条 監理支援機関の業務の実施に関する基準

○経済産業省告示第六十二号
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年 法 務 省 令
第四号）第十三条第二項第四号ただし書及び第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号並びに第六
十七条第二十号の規定に基づき、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する
法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人
の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等
を次のように定める。
令和八年五月八日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 松本 洋平
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業
製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等
（分野別協議会の加入に代わる措置）

経済産業省告示（育成就労上乘せ基準告示） 育成就労実施者が満たすべき事項

- 製造業分野において育成就労外国人を受入れる場合は、育成就労上乘せ基準告示において規定している、全ての事項を満たす必要がある。

育成就労実施法人の構成員となること（第1条関係）（関連：第2条～第9条）

○申請者（育成就労計画の認定を申請する者をいう。）は、製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会（以下「育成就労協議会」という。）への加入に代わり、**育成就労外国人受入事業実施法人（以下「育成就労登録法人」という。）の構成員となること。**

※一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）を育成就労登録法人に登録（2026年6月30日）。

育成就労の内容の基準（第10条関係）

○申請者が、育成就労登録法人の構成員となり、同法人が策定する行動規範を遵守すること。

育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準（第11条及び第12条関係）

○育成就労事業所（申請者が育成就労を行わせる事業所をいう。）が、

- 日本標準産業分類に掲げる産業のうち、**特定の産業を行っている事業所**であること。
- その上で、**繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。**

○申請者が、経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

育成就労協議会における決定事項

- 2026年7月16日に製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会（以下「育成就労協議会」という。）において、以下を決定した。

経済産業省告示に定められた産業分類に該当する育成就労実施者が講じる措置（上乗せ基準）

- 育成就労事業所が、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合に講じるべき事項を決定。
 - ・「繊維工業」「印刷・同関連業」「こん包業」…特定技能制度での協議会において決定した上乗せ基準又はそれに類する基準
 - ・「ゴム製品製造業」「金属熱処理業」「RPF製造業」…技能実習計画審査基準における基準と同様の基準又はそれに類する基準

1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策

- 製造業分野における分野別運用方針の規定に基づき、1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者は、待遇向上策として、在籍する育成就労外国人の所定内給与について、1年目から2年目にかけて昇給させる必要がある。
- 育成就労協議会では、当該育成就労実施者が1年目から2年目にかけての昇給させる率を毎年決定**するところ、今般、**昇給率の設定方法について決定**。

育成就労協議会決定事項

特定の産業分類に該当する育成就労実施者が講じる措置（上乘せ基準）

- 育成就労事業所が特定の産業分類に該当する場合に、講じるべき措置は次のとおり（詳細は経産省HPを参照）。

産業分類		上乘せ基準のポイント
11	繊維工業	①国際的な人権基準への適合 ②勤怠管理の電子化 ③パートナーシップ構築宣言の実施 ④育成就労外国人の月給制採用 ※①は原則、経産省指定の認証・監査対応。経過措置としてJASTI研修・自己チェックを選択可能
15	印刷・同関連業	指定された印刷関係の業界団体（全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会）のいずれかに所属
19	ゴム製品製造業	①日本ゴム工業が定める方法により登録認定を受けた育成就労指導員が常時補助を行えること ②チェックリストに基づき、常時補助について毎日チェック及びその結果を保管
2465	金属熱処理業	1) 事業所内の製造品出荷額のうち、金属熱処理業の出荷額が50%以上 2) ①金属熱処理への専属常勤職員10名以上在籍 ②金属熱処理技能士（特級又は1級）が1名以上勤務
3299	他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)	①JIS認証又は月300トン以上の生産能力 ②安全管理者又は安全衛生推進者の選任 ③安全衛生委員会の毎月開催・議事概要の周知 ④日本RPF工業会が定めるひな型に準じた安全衛生規定の制定
484	こん包業	1) 日本梱包工業組合連合会への所属 2) ①4つの作業（段ボール箱の組立て・包装、木箱の仕組製材・平打ち・組立て・包装、物品の防水包装、物品の防湿包装）の実施 ②一定資格又は日本梱包工業組合連合会が定める方法により認定を受けた育成就労指導員の配置

技能実習と同様の基準又は類する基準

※「2465金属熱処理業」及び「484こん包業」は、1) 又は2) のいずれか一方を選択

4. 今後のスケジュールと各種セミナーのご案内

今後のスケジュール

2026年	1月23日	「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針」閣議決定
	5月8日	経済産業省告示（育成就労上乗せ基準告示）公布
	6月30日	一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）を育成就労登録法人に登録
	7月16日	育成就労協議会決定（上乗せ基準、転籍制限時の昇給率の考え方等）

（今後の予定）

2026年	8月	JAIMでの育成就労会員の入会申請開始 育成就労制度に関するセミナーを全国各地で開催（～10月下旬）
	9月	外国人育成就労機構への育成就労計画の施行日前申請開始 各種参考様式は以下のリンクを参照 https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07_00002.html
2027年	4月	育成就労制度開始 経済産業省告示（育成就労上乗せ基準告示）施行

各種セミナーのご案内

- 8月下旬から10月下旬にかけて、育成就労制度に関するセミナーを全国各地で開催予定。
- セミナーに関する情報は経済産業省のホームページで随時更新し、公表する。

セミナーの開催時期・開催地

時期	ブロック	開催地	会場
8月24日（月）	関東	東京都（23区）	TKP東京駅大手町カンファレンスセンター
9月7日（月）	近畿	大阪府（大阪市）	TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前
9月8日（火）	東海	愛知県（名古屋市）	安保ホール
9月16日（水）	九州沖縄	福岡県（福岡市）	リファレンス駅東ビル貸会議室
9月17日（木）	中国四国	広島県（広島市）	TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前
9月30日（水）	北陸	石川県（金沢市）	TKP金沢新幹線口会議室
10月6日（火）	東北	宮城県（仙台市）	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口
10月7日（水）	北海道	北海道（札幌市）	TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター
10月中旬	関東	茨城県（水戸市）	※会場選定中
10月28日（水）	東海	静岡県（静岡市）	TKP静岡駅ビルパルシェカンファレンスセンター

※いずれの回も14:00～15:30にて開催予定

※アーカイブによる配信も予定

セミナーのアジェンダ（案）

#	アジェンダ	内容
1	開会	• 本セミナーの位置付け • 本セミナーで得られること • 進め方・留意点
2	育成就労制度の概要	• 製造業における人手不足の状況 • 育成就労制度の概要 • 製造業分野における育成就労外国人の受入れ対象 • JAIMへの加入 など
3	申請開始に向けた実務と準備	• 育成就労制度対応の全体像と受入れまでの全体フロー • 育成就労計画の作成に向けた考え方と準備事項 など
4	閉会・アンケート	• 本日のまとめ • アンケートの記入